

◎新潟県告示第1107号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

令和6年10月11日

新潟県知事 花 角 英 世

1 築地原特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

本区域には、競走馬の養老牧場があり、発砲による人馬への危険がある。また、「長池憩いの森公園」があり、地域の危険防止を図るため、引き続き銃猟禁止の区域とする。

(2) 区域

市道築地・村松浜線と県道3号線（新潟・新発田・村上線）の交点築地十字路を起点とし、同県道を南に進み、市道苔の実・村松浜1号線の交点に至る。ここから同市道を西に進み、通称日鉦道路の交点に至る。ここから日鉦道路を北に進み、市道築地・村松浜線の交点に至る。ここから同市道を東に進み、起点を結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

220ヘクタール（内水面1ヘクタール）

(4) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

2 松浜・新潟東港特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため。

(2) 区域

北蒲原郡聖籠町網代浜地内の国道113号と県道網代浜新発田線との交点を起点とし、ここから同県道を南東に進み、第2二本松用水路との交点に至る。ここから同用水路に沿って南西に進み、町道太夫蓮潟新田線との交点に至る。ここから同町道を北西に進み、杉谷内川との交点に至る。ここから同川の右岸沿いに南西に進み、県道島見新発田線に至る。ここから同県道を北西に進み、国道113号に至り、同国道を南西に進み、横土居地内の臨港道路5号線との交点に至る。ここから同道を北西へ進み、臨港道路西埠頭線を経て南西に進み、市道豊栄1-796号線、市道北6-42号線を経て、国道113号との交点に至る。同国道を南西に進み、市道競馬場線1号との交点に至る。ここから同市道を北に進み、市道北4-29号線を経て、敬和学園高等学校前で県道島見濁川線との交点に至る。ここから同県道を西に進み、太夫浜地内を経て主要地方道新潟村松三川線に至る。ここから同道を西に進み、阿賀野川右岸との交点に至る。ここから同右岸を下流に進み、日本海海岸線に出て海岸線を北東に進み、新潟東港突堤先端に至る。ここから南東に進み、水産物荷さばき所に至り、海岸線を北東に約600メートルを進み、網代浜地内からの浜道に至る。この浜道から町道網代浜居浦浜山線を経て県道網代浜新発田線を南東へ進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

3,197ヘクタール（内水面610ヘクタール）

(4) 存続期間

令和6年10月15日から令和16年10月14日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 信濃川特定猟具禁止区域

(1) 目的

危険防止のため。

(2) 区域

新潟市中央区万代地内の国道7号萬代橋東詰を起点とし、ここから同国道を新潟駅方面に進み、県道新潟小須戸三条線との交点に至る。ここから同県道を南西に、万代、八千代、幸西、上所、新光町、網川原、鳥屋野を経て信濃川右岸に沿って進み、県道新潟寺泊線との交点に至る。ここから同県道を西に進み、信濃川大橋を渡り、国道8号との交点に至る。ここから同国道を北東に進み、黒埼インターチェンジを通過し、県道新潟黒埼インター線に進み、小新、平島を経て青山地内で県道新潟亀田内野線との交点に至る。ここから

同県道を東に進み、関屋大橋東詰から本川大橋西詰に進む。ここから信濃川左岸堤防上の安田新潟自転車道を北東に進み、千歳大橋、昭和大橋、八千代橋を経て萬代橋西詰に至る。ここから萬代橋を渡り、起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

596ヘクタール（内水面296ヘクタール）

(4) 存続期間

令和6年10月15日から令和16年10月14日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

4 三条市中浦ヒメサユリ森林公園特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

「中浦ヒメサユリ森林公園」は、キャンプ設備やアスレチック、釣り堀、遊歩道などの施設が整備されており、森林浴やアウトドア体験等、自然とのふれあいを目的とした多くの人々が公園を利用している。

このため、公園利用者に対する銃器による事故が懸念されることから、引き続き当該地域を特定猟具使用禁止区域に指定するものである。

(2) 区域

三条市中浦地内の県道鹿熊中浦線、市道広田加茂線三叉路を起点とし、県道鹿熊中浦線を西へ250m進み、そこから北へ沢沿いに登り、尾根を越えて500m進む。ここから北東の方向へ沢沿いに登り、尾根を越えて800m進み、市道広田加茂線に至る。ここから同市道を北へ100m進み、農道中浦26号線との交点に至る。ここから同農道を東に進み、同農道の終点に至る。同農道の終点から沢沿いに東南東へ650m登り、その地点からさらに南西方向三条市中浦、鹿熊の境界の尾根伝いに1,500m進み、県道鹿熊中浦線の峠に至る。同峠より西へ県道鹿熊中浦線を850m下り、起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

140ヘクタール（内水面0.5ヘクタール）

(4) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

5 細越特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため。

(2) 区域

市道細越1号線と主要地方道見附尾線との交点を起点とし、同主要地方道を東南東に進み鳴鹿橋北詰の市道嶺崎宮之原線に至る。ここから同市道を西に進み市道細越嶺崎線との交点に至る。同市道をさらに西に進み市道浄水場線を経由して市道細越浄水場線を北に進み観音山山頂に至る。ここから旧市営スキー場との境界を東に進み市道細越1号線に至る。ここから同市道を北東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

43ヘクタール

(4) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

6 藤橋遺跡特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため。

(2) 区域

長岡市西津町内の国道404号と市道深才77号線との交点を起点とし、同国道を南に進み市道西幹線42号との交点に至る。ここから同市道を西北西に進み長岡技術科学大学に至る。ここから同市道を北に進み市道深才84号線との交点に至る。ここから同市道を北東に約70m進み市道深才77号線との交点に至る。ここから同市道を東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

33ヘクタール

- (4) 存続期間
令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
- (5) 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

7 刈羽新池特定猟具使用禁止区域

- (1) 目的
銃猟に伴う危険防止のため。
- (2) 区域
刈羽新池自然観察公園および新池一体。
- (3) 面積
2.8ヘクタール（内水面1.3ヘクタール）
- (4) 存続期間
令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
- (5) 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

8 三和特定猟具使用禁止区域

- (1) 目的
危険防止のため。
- (2) 区域
上越市三和区下中地内の市道里五十公野線と市道三和上越線との交点を起点とし、ここから同市道を南東に進み県道上越安塚柏崎線との交点に至る。ここから市道井ノ口法花寺線を南に進み市道法花寺田村線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み市道里五十公野線との交点に至る。ここから同市道を北に進み起点と結ぶ内部一円とする。
- (3) 面積
41.7ヘクタール（内水面0.6ヘクタール）
- (4) 存続期間
令和6年11月1日から令和26年10月31日まで
- (5) 禁止に係る特定猟具の種類
銃器